入札心得（総合評価・郵便用）

1　入札の条件

⑴　郵便入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）は、入札書を郵送する前に見積金額の 100 分の３以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、いわき市財務規則（昭和 44 年３月 31 日いわき市規則第 17 号）（以下「規則」という。）第 115 条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

納付された入札保証金は、落札した者に対しては契約締結後に、それ以外の者に対しては、開札後に還付する。

⑵　郵便入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札に参加するものとする。仕様書及び図面等に疑義があるときは、公告に定めるところにより質問することができる。

⑶　開札は、予め指定した日時及び場所において執行する。

⑷　郵便入札参加者は、公告で指定する到着期限までに入札書及び公告で指定する書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

⑸　郵便入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の８第３項の規定により、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑹　郵便入札参加者は、入札書等の郵送後においても、開札までの間に限り、別に定める入札辞退届を入札を担当する課等に直接持参して提出したときは、当該入札を辞退することができる。

⑺　郵便入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、開札を延期又は中止することがある。

⑻　開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、いわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱（令和３年４月１日改正）（以下「総合評価方式実施要綱」という。）第７条に定める評価値算出方法により得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

⑼　開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、改めて、再度の入札を行う。再度の入札に参加しようとする郵便入札参加者（以下「再度入札参加者」という。）は、指定した日時までに入札書及び工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）を提出すること。

⑽　再度の入札において、初度の入札の開札時から応札の無い郵便入札参加者は、再度の入札への参加は認めない。また、初度の入札において有効な入札をしていない者、及び、失格基準価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

⑾　再度入札参加者は、再度の開札までの間に限り、いつでも入札を辞退することができる。

⑿　再度入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を、入札担当部署へ申し出るものとする。なお、申し出がなく、再度の入札書の提出期限までに応札が無い場合は、再度の入札を辞退したものとみなす。

⒀　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

⒁　次の一に該当する入札は無効とする。

ア　開札日に、公告に定める入札参加資格を有しない者及び有効な経営事項審査結果を得ていない者が行った入札

イ　公告日から開札日までの間に、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成 28 年３月 30 日制定）に基づく指名停止基準による指名停止を受けた期間がある者が行った入札

ウ　入札書等を提出しない者又は入札書等に未記入等の不備があった者が行った入札（再度の入札についても同様とする。）

エ　内訳書の工事費計の金額と入札書の記載金額が一致しない入札（内訳書における１万円未満の金額の端数処理（切下げ、切上げ）を行った場合を除く。）

オ　設計図書を入手していない者が行った入札

カ　入札書を郵送する前に入札保証金を納付すべき者が納付しないで行った入札

キ　記名押印を欠く入札

ク　金額を訂正した入札

ケ　誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札

コ　同一の郵便入札参加者が２以上の入札書等を提出した入札

サ　金額欄に「0 円」と記載された入札

シ　入札書等に記載の工事名等と封筒に記載の工事名等が一致していない入札

ス　入札書等が同封されていない入札

セ　中封筒又は外封筒に、宛先及び差出人の表示がない入札

ソ　中封筒又は外封筒に、入札担当課が開封を執行する時限以前に開封されている形跡が認められる入札

タ　再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札

チ　談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

ツ　いわき市郵便入札実施要綱（令和３年３月２日制定）、公告に違反して入札書を提出した入札
テ　その他市長が指定した事項に違反した入札

⒂　次の一に該当する者は失格とする。

ア　低入札調査要綱第６条に規定する低入札調査（以下「調査」という。）において、入札価格のうち、内訳書における工事費構成費目のいずれかが、低入札調査要綱の規定に基づく各工事費構成費目に応じた失格基準の金額に満たない金額を記載した調査対象者

イ　指定した日時までに調査にかかる資料を提出しない調査対象者

ウ　調査に必要なヒアリングに協力的でない調査対象者

エ　調査に必要な追加資料の提出を求めた場合において、指定した日時までに追加資料を提出しない調査対象者。

オ　調査又は、調査の結果を受けて開催するいわき市建設業者等選定委員会における審議の結果、当該契約の内容に適合した履行が確保できないと認められた調査対象者

カ　その他市長が指定した失格とする基準に該当する者

⒃　入札参加資格の審査及び落札者の決定等については、総合評価方式実施要綱、低入札調査要綱、低入札調査要綱及びいわき市建設工事に係る事後審査方式一般競争入札実施要領（平成 19 年４月９日制定）に定めるところによる。

⒄　落札者又は落札候補者となるべき入札をした者が２者以上あるときは、「いわき市発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」に定めるくじにより落札者又は落札候補者を決定する。

２　契約の条件

⑴　落札決定者は、落札決定の日から７日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失う。

⑵　落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じた額）の 100 分の３に相当する額を違約金として徴収する。ただし、当該落札者が入札保証金を納付しているときは免除する。

⑶　契約の保証

落札者は、契約の保証として請負代金額の 10 分１以上の額の現金を納付するか又は担保及び保証として契約締結時までに次のいずれかの書類を提出するものとする。なお、ウ～オの規定による証書、保険証券又は保証証券（以下「証書等」という。）の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該証書等に係る銀行、金融機関、保証事業会社又は保険会社が定め、契約権者が認めた措置をもって代えることができる。

ア　現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関が振り出したもの又は支払いを保証したものに限る。）を指定金融機関に納付し、交付を受けた領収証書

イ　契約保証金の金額に相当する金額の有価証券を会計管理者又は会計管理者から委任を受けた出納員に提出し、交付をうけた領収証書

ウ　銀行又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書

エ　保険会社が交付する公共工事履行保証証券

オ　保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

⑷　契約の確定時期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第５項の規定により、契約当事者両者が契約書に記名押印したときとする。

⑸　工事を受注した者は、原則として建設業退職金共済組合に加入するとともに、その対象となる労務者について証紙を購入し、その収納書を発注者に提出するものとする。

⑹　落札者は、契約書の提出に合わせて、いわき市工事請負契約約款（平成９年４月１日制定）第 56 条の規定に基づき仲裁合意書を契約権者に提出しなければならない。

⑺　前金払の取扱について

ア　前金払は、公告の定めるところにより支払うものとし、支払いを受けようとするときは、契約締結の日から 20 日以内に別に定める請求書に保証事業会社の保証書を添付して契約権者に提出しなければならない。ただし、当該前金払に係る予算が執行されないことにより、当該契約の日の属する年度（以下「契約年度」という。）において、当該前金払を受けることができない場合にあっては、その提出期限を契約年度の翌年度の４月１日から 20 日に保証証書を添付した公共工事前金払請求書を契約権者に提出することができる。

イ　アの規定による保証書の提出は、電磁的方法であって、保証事業会社が定め、契約権者が認めた措置をもって代えることができる。

ウ　地方自治法施行規則（昭和 22 年５月内務省令第 29 号）附則第３条第３項による中間前金払を受けようとするときは、あらかじめ市長の認定を受けた上で、別に定める請求書に保証証書を添付して契約権者に提出しなければならない。

⑻　部分払いは、公告に定めるところにより、契約者が請求したときは、既成部分に対する代価の 10 分の９を超

えない範囲内で支払うものとし、この場合の支払回数は、契約規程に定めるところによる。

⑼　当該工事の着手の時期は、契約締結の日から５日以内とする。

⑽　契約を締結する日に有効な建設業の許可及び経営事項審査結果を得ていない場合は、契約を締結できない。

３　公正な入札の確保

⑴　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

⑵　入札談合の可能性が認められる場合は、入札参加者をくじで２者に減じて執行するものとする。

⑶　入札後に談合の事実が判明した場合は、当該入札を無効とし、契約（仮契約）中であっても契約を解除することがある。

⑷　談合情報を得たときの手続に関しては、いわき市入札談合情報処理要綱（平成 12 年３月 21 日制定）を遵守する。

４　その他

⑴　工事の一部を下請負に付する場合は、いわき市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 10 年８月 31 日制定）を遵守すること。

⑵　その他必要な事項は、その都度指示するものとする。